藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第280号

2007年11月8日 (平成19年)

藤沢市長 山 本 捷 雄 様

藤沢市個人情報保護制度 運営審議会会長 横山弘美

法人等の市民税並びに軽自動車税,市たばこ税,入湯税及び事業所税の賦課事務に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について(答申)

2007年10月16日付けで諮問(第281号)された法人等の市民税並びに 軽自動車税,市たばこ税,入湯税及び事業所税の賦課事務に係る個人情報を目的外 に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとお り答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するに当たり必要な個人情報を目的外に提供する必要性及び本人通知を省略することの合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

刑事訴訟法第197条第2項の規定による捜査関係事項照会に対して、検察 官、検察事務官及び司法警察職員としての職務を行う者へ、原動機付自転車等 に関する所有者関係情報(氏名、住所、標識番号、車台番号等)の個人情報を 目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略につい ては、2006年9月14日の藤沢市個人情報保護制度運営審議会(以下「審議会」という。)において、本市の判断基準(ガイドライン)に基づき、個別に審議会に諮問するという手続きを経ないで目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について包括的な取扱いを承認するとの答申を得ている。

この度、捜査関係事項照会書により、原動機付自転車に関する所有者関係情報の目的外提供の依頼がされたが、本市の判断基準(ガイドライン)に基づき、当該個人情報の利用目的を確認したところ、薬物(ヘロイン)を所持した者が当該原動機付自転車を犯行現場への移動手段として使用したとして、麻薬及び向精神薬取締法違反の捜査のために必要となる旨の回答を得た。本市の判断基準(ガイドライン)において麻薬及び向精神薬取締法違反は対象となるべき特別法犯に含まれていないため、このような照会については、条例第12条の規定に基づき、審議会に諮問し、承認を経なければ提供することができないものであるため、今回諮問することとなったものである。

(2) 個人情報を目的外に提供する必要性について

ア 目的外に提供する個人情報

- (ア) 所有者の住所,氏名,電話番号
- (化) 定置場
- (ウ) 標識番号
- (エ) 車名
- (オ) 車台番号
- (カ) 排気量
- イ 目的外提供の相手方

神奈川県多摩警察署長 司法警察員 警視 冨江重治

ウ 目的外提供の必要性

この照会が、公共の秩序安寧を維持するために必要な捜査をする上で行われるものであり、その権利付与の規定に基づき、正当な権限を有するものによって行われるものであるから、照会そのものの正当性及び公共性があると認められるものである。

また,この照会の目的外提供に係る個人情報は,市町村の課税データとしか存在せず,他の代替手段が想定し難いものであるが,本照会に係る事項は 捜査に必要不可欠であることが捜査機関に確認できた。

よって、この照会の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、照会に応じる必要があるものと判断し提供することとしたい。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について 個人情報を目的外提供する場合,当該個人情報の帰属者に対してあらかじめ

その旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、この照会に対する目的外提供は、捜査のために行うものであり、本 人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることが捜査機関に確認 できたため、本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるた め、当該通知を省略することとしたい。

(4) 実施時期(予定年月日)

平成19年11月9日以降

(5) 提出資料

ア 軽自動車税の課税に関して本市が保有している原動機付自転車等に係る所有者情報について、犯罪捜査のために捜査機関が刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドライン

イ 捜査関係事項照会書

ウ 参考条文

工 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおりの判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

この照会が、公共の秩序安寧を維持するために必要な捜査をする上で行われるものであり、その権利付与の規定に基づき、正当な権限を有するものによって行われるものであるから、照会そのものの正当性及び公共性があると認められるものである。

また,この照会の目的外提供に係る個人情報は,市町村の課税データとして しか存在せず,他の代替手段が想定し難いものであるが,実施機関では,本照 会に係る事項は捜査に必要不可欠であることを捜査機関に確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外提供する場合,当該個人情報の帰属者に対してあらかじめ その旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、実施機関では、この照会に対する目的外提供は、捜査のために行う ものであり、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを 捜査機関に確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上